

大阪 応用問題（１）－２）イ採点基準

専属産業医の立場でなしえた本ケースへの健康保持措置および関連の組織的対応について、以下の項目を挙げていることで加算しました。

【長時間労働者への面接指導に関すること】

設問の事例と改正労働安全衛生法（平成18年4月1日施行）における「長時間労働者への医師による面接指導の実施」の施行時期との関連性によって留保されるが、長時間労働に従事する労働者に対する面接指導の有無に関すること（面接指導（勧奨を含む）を行っていないこと）（2点）。

【職場復帰後のフォローに関すること】

上司と共同して、職場復帰後の労働者に対するフォローを行うことにより、復職後の状態の把握とそれに基づく事後措置は可能となる。本件では、それがなされていなかったこと（2点）。

【状態（リスク）把握のための努力に関することと、それに基づく適切な措置（具体的指示）に関すること】

本人との直接面談や主治医とのコミュニケーションにより状態把握に努めるなどのアクションは、周辺情報を考慮すれば必要で（失踪などエピソードの重要性の評価）、産業医として関与しえたこと（2点）

職場復帰後、および、業務量軽減に関する診断書提出を受けて、長時間労働などの状況が発生しないように就業制限に関する具体的な指示を出しうる立場にあったこと（2点）

【勧告の内容に関することについて：補足】

正確な状態（リスク）の把握により、休業期間延長などの勧告をしうる立場にあったかもしれないが、勧告内容については、判断に関する事項であり、かつ、結果論的な要素があるので、勧告内容のみを挙げている場合は1点とした。

【システムの整備に関すること】

安全衛生委員会などに対する組織的な働きかけに関すること（1点）

管理監督者研修など、予防にかかわる組織への働きかけに関すること（1点）

以上